

## 令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜「一般入学者選抜」における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者等の症状に応じた対応について（改訂版）

## 1 受検者の状況別の受検の可否

受検者の状況		受検の可否	備考
感染者	① 受検日当日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の場合	受検不可	特例措置の対象者
	② 受検日の前日までに治癒した場合	受検可	通常の検査室
濃厚接触者	③ 受検日の前日までに、PCR検査の結果が判明しない場合またはPCR検査を受けていない場合  受検日前日に抗原定性検査キットによる検査を受けること（注1）。 抗原定性検査の結果による受検の可否は右のとおり。	結果が陽性 → 受検不可	特例措置の対象者
		結果が陰性だが症状あり → 受検不可	特例措置の対象者
		結果が陰性かつ症状なし → 受検可	別室5
	④ 受検日当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が前日までに陰性が確認されたが、受検日当日に発熱・咳等の症状がある場合	受検不可	特例措置の対象者
	⑤ 受検日当日が自宅待機を要請されている期間中で、PCR検査の結果が前日までに陰性が確認され、かつ、受検日当日に無症状の場合	受検可	別室4
	⑥ 受検日当日が自宅待機を要請されている期間を既に経過した場合	受検可	通常の検査室
その他	⑦ 濃厚接触者に該当すると伝えられてはいるが、保健所の判断によりPCR検査を受け、受検日前日までにPCR検査の結果が判明しない場合、または、PCR検査に誘導されたが受検日前日までにPCR検査を受けることができない場合  受検日前日に抗原定性検査キットによる検査を受けること（注1）。 抗原定性検査の結果による受検の可否は右のとおり。	結果が陽性 → 受検不可	特例措置の対象者
		結果が陰性だが症状あり → 受検可	別室6
		結果が陰性かつ症状なし → 受検可	別室4

受検者の状況		受検の可否	備考
その他	⑧ インフルエンザ等の感染症に感染した場合	受検可	別室 1
	⑨ 発熱・咳等の症状がある場合	受検可	別室 2
	⑩ その他（上記 ⑧ ⑨ を除く）の体調不良等の場合	受検可	別室 3

- \* 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者を指す。
- \* 発熱・咳等の症状があるため自発的に医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査又は抗原検査を受けた場合、検査結果の陽性者は上記①、陰性者で受検日当日に発熱・咳等の症状のある者は上記⑨、陰性者で受検日当日無症状の者は通常の検査室での受検となる。
- \* 陰性を確認するためなど自発的にPCR検査を受け、受検日の前日までに検査結果が判明しない場合は、通常通りの受検となる。

※ 発熱・咳等の症状とは、次のような症状をいう。

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ア 発熱（37.5度以上）の症状がある。 | イ 息苦しさ（呼吸困難）がある。 |
| ウ 強いだるさ（倦怠感）がある。     | エ 味覚障害又は嗅覚障害がある。 |
| オ 咳の症状が続いている。        | カ 咽頭痛がある。        |
| キ 鼻汁が出る。             |                  |

注1： 上記③の場合の抗原定性検査キットでの検査は、当該受検者本人及び保護者から承諾を得たうえで、受検日前日に在籍する学校（すでに卒業している受検者は出身中学校等）で実施し、その結果をその日の午後5時までに志願先高等学校に連絡すること。この対応ができない場合は、志願先高等学校に相談すること。

注2： 別室4または別室5で受検する受検者については、受検日当日、検温を含む体調確認を志願先高等学校で行うこと。

## 2 「受検不可」又は「別室で受検」となる場合の連絡方法について

- (1) 受検者の保護者は、受検者が前項1の表の①③④⑤⑦⑧⑨⑩のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに在籍中学校等に申し出ること。
- (2) 中学校等の校長は、(1)により申し出のあった受検者の「受検番号」、「受検者氏名」及び前項1の表の「受検者の状況」を速やかに志願先高等学校長に電話で連絡し、受検の可否等（別室での受検を含む）について相談すること。
- (3) 高等学校長は、新型コロナウイルス感染症により「受検不可」又は「別室で受検」に該当する受検者（前項1の表の①③④⑤⑦）がいる場合は、「受検番号」、「受検者氏名」、「中学校等名」、「受検者の状況」及び「受検の可否」を速やかに高校教育課長に電話で報告すること。

## 3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者等となったために、「一般入学者選抜」の学力検査等を受検できない受検者の対応について

この場合は、「令和4年度山形県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項（改訂版）」に基づいて選抜を実施する。